

育児休業についての行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和3年12月1日～令和6年11月30日までの3年間

2、内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除などの両立支援諸制度の周知や情報提供を行う。

対策

令和3年12月 ～ 法令に基づく両立支援諸制度の調査

令和3年12月 ～ 諸制度に対応した社内規定を導入し社員に周知する

目標2：男性社員を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料などの周知を行い、男性の育児休業取得を実現する。

対策

令和3年12月 ～ 男性社員へのヒアリングによる実態把握

令和3年12月 ～ 男性の育児休業取得を促進するための資料等の作成と説明

令和4年1月 ～ 男性の育児休業取得の実現

目標3：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職を含めた社員への研修を行う。

対策

令和3年12月 ～ 制度に関する管理職を対象とした研修

令和3年12月 ～ 制度が適用される社員へのヒアリングと周知の実施（随時）